

## **[事案 2022-152] 損害賠償請求**

・令和5年5月1日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-249] の申立人の弟である。

### **<事案の概要>**

募集人との約束が果たされていないことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成22年4月に契約した介護保険および医療保険（転換前契約）を、平成25年10月に組立型保険および医療保険（転換後契約）に転換した。転換に際しては、転換前契約の保険料と転換後契約の保険料の差額を、募集人が負担する約束があったが、実際には、募集人が差額を払っていないので、転換前契約の保険料と転換後契約の保険料の差額相当額を損害賠償してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)仮に、募集人が、保険料差額を負担する旨の約束をしたとしても、当社が負担すべき法的理由がなく、そのような行為は法律で禁じられている。
- (2)募集人は、「支払方法ははっきり覚えていないが、平成27年5月頃まで、転換前後の保険料差額分を負担していた。」と述べている。転換後契約は、平成27年6月に減額手続が行われていることから、その頃まで、申立人が差額分の補填を受けていたと推測することは不自然ではなく、また、減額手続の時点では保険料差額の負担についての申し出はなく、その後も特段の申し出はなかったことなども考え合わせると、募集人は、申立人に対し、約束したとおりに、保険料差額分の負担をしていたものと思われる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の姉、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。